

プールに入ってもいいの？

そろそろ学校や幼稚園・保育園ではプールが始まると思いますが、「学校保健安全法」ではプール利用についての規定が今までありませんでした。

先日、日本臨床皮膚科医会と日本小児皮膚科学会が「**皮膚感染症とプールに関する統一見解**」を発表しましたので、下記に記載します。(平成25年5月)

1) 伝染性膿痂疹 (とびひ)

かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々にうつります。プールの水ではうつりませんが、触れることで症状を悪化させたり、他の人にうつす恐れがありますので、プールや水泳は治るまで禁止して下さい。

2) 伝染性軟属腫 (みずいぼ)

プールの水ではうつりませんので、プールに入っても構いません。ただし、タオル、浮輪、ビート板などを介してうつることがありますから、これらを共用することはできるだけ避けて下さい。プールの後はシャワーで肌をきれいに洗いましょう。

3) 頭虱 (あたましらみ)

アタマジラミが感染しても、治療を始めればプールに入っても構いません。ただし、タオル、ヘアブラシ、水泳帽などの貸し借りはやめましょう。

4) 疥癬 (かいせん)

肌と肌の接触でうつります。(ダニが原因)ごくまれに衣類、寝床、タオルなどを介してうつることがありますが、プールの水ではうつることはありません。治療を始めればプールに入っても構いません。

※ おまけに、蟻虫 (ぎょうちゅう) :

プールがある日は、その朝にお尻をきれいに洗う事でプール可となります。(日本寄生虫学会の見解) 特に治療薬の開始後は問題ありません。

(たまなは)

